



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年10月11日金曜日 第551号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

|  |                         |     |
|--|-------------------------|-----|
| 指定自立支援医療機関の指定.....                       | (健康増進課) ...             | 723 |
| 大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....                   | (経営支援課) ...             | 723 |
| 保安林予定森林にする旨の通知.....                      | (森林整備課) ...             | 724 |
| 都市計画事業の事業計画の変更認可.....                    | (都市整備課) ...             | 724 |
| 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可の申請の概要..... | (東予地方局四国中央保健所衛生環境課) ... | 724 |
| 道路の供用開始(県道皿ヶ嶺公園滑川線).....                 | (中予地方局管理課) ...          | 726 |
| 開発行為に関する工事の完了.....                       | (中予地方局建築指導課) ...        | 726 |
| 医師の指定.....                               | (福祉総合支援センター) ...        | 726 |
| 指定医師の所在地の変更.....                         | ( " ) ...               | 726 |
| 指定医師の辞退の届出.....                          | ( " ) ...               | 726 |

### 告 示

#### ○愛媛県告示第907号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和6年10月11日

愛媛県知事 中村時広

| 名 称             | 所 在 地              | 開 設 者          |                |             | 担当しようとする医療の種類 | 指定年月日     |
|-----------------|--------------------|----------------|----------------|-------------|---------------|-----------|
|                 |                    | 氏名又は名称         | 主たる事務所の所在地     | 代表者の氏名      |               |           |
| S薬局馬越店          | 今治市馬越町3丁目3番38-1号   | 有限会社アンフィニコスモ   | 西条市丹原町今井276番4  | 代表取締役 重松 勲  | 精神通院医療(薬局)    | 令和6年10月1日 |
| きょうまちなかこころクリニック | 八幡浜市保内町宮内1番耕地248番地 | 近藤 強           | 八幡浜市穴井3-770    |             | 精神通院医療        | 令和6年10月1日 |
| とよた薬局 土居店       | 四国中央市土居町津根1904番地1  | 株式会社とよた薬局      | 四国中央市豊岡町豊田7番地1 | 代表取締役 加地 祐一 | 精神通院医療(薬局)    | 令和6年10月1日 |
| ハッピー薬局 愛光店      | 松山市愛光町2番29号        | 株式会社ハッピーファーマシー | 松山市東垣生町497番地   | 代表取締役 新野 和幸 | 精神通院医療(薬局)    | 令和6年10月1日 |

#### ○愛媛県告示第908号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年10月11日

愛媛県知事 中村時広

##### 1 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)ドラッグストアモリ新居浜徳常店・セブン-イレブン新居浜徳常町店  
新居浜市徳常町甲580番3 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 株式会社ドラッグストアモリ  
福岡県朝倉市一木1148番地の1  
代表取締役 森 竜馬
- 株式会社セブン-イレブン・ジャパン  
東京都千代田区二番町8番地8  
代表取締役 永松 文彦
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ドラッグストアモリ  
福岡県朝倉市一木1148番地の1  
代表取締役 森 竜馬  
山岡 龍太  
新居浜市沢津二丁目2番58号
  - 大規模小売店舗の新設をする日  
令和7年5月28日
  - 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1 519平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

47台

イ 駐輪場の収容台数

11台

ウ 荷さばき施設の面積

48平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

14.85立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間営業

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.1

午前6時から午後10時まで

荷さばき施設No.2

24時間

2 届出年月日

令和6年9月27日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第909号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年10月11日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

喜多郡内子町立石1784の1、1786、1815、1817から1819まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

立石1784の1・1786・1815・1817から1819まで(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第910号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、内子町都市計画下水道事業内子町公共下水道(内子町施行)の事業計画の変更を次のように認可した。

令和6年10月11日

愛媛県知事 中村時広

1 事業施行期間

平成5年7月17日から

令和12年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

○愛媛県告示第911号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県四国中央保健所及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和6年10月11日

愛媛県四国中央保健所長 武方誠二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

大王製紙株式会社

四国中央市三島紙屋町2番60号

代表取締役社長 若林 頼房

2 事業場の名称及び所在地

大王製紙株式会社三島工場

四国中央市三島紙屋町5番1号

3 特定施設に関する事項

(1) CNFアンモニアスクラパー

|            |  |
|------------|--|
| 特定施設の種類    | 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第23号ル 廃ガス洗浄施設 |
| 特定施設の能力    | 1時間当たり10,000立方メートル                                   |
| 工事の着手予定年月日 | 許可後直ちに   |

|                        |                           |                        |
|------------------------|---------------------------|------------------------|
| 工事の完成予定年月日             | -                         |                        |
| 使用開始の予定年月日             | 令和7年5月1日                  |                        |
| 特定施設の使用時間間隔            | 常時                        |                        |
| 特定施設の1日当たりの使用時間        | 24時間                      |                        |
| 特定施設の使用の季節的変動の概要       | 無し                        |                        |
| 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値  | 水素イオン濃度(水素指数)             | 通常 0.7<br>最大 0.5~1.0   |
|                        | 化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 800<br>最大 1,200     |
|                        | 浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)     | 通常 1,000<br>最大 1,500   |
|                        | 窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)    | 通常 12,500<br>最大 18,750 |
|                        | りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)    | 通常 1<br>最大 2           |
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | 通常 0.8<br>最大 0.8          |                        |

(2) CNF尿素洗浄フィルター

|                       |                           |                      |
|-----------------------|---------------------------|----------------------|
| 特定施設の種別               | 政令別表第1第23号へ パルプ洗浄施設       |                      |
| 特定施設の能力               | 1日当たり12,000キログラム(絶乾)      |                      |
| 工事の着手予定年月日            | 許可後直ちに                    |                      |
| 工事の完成予定年月日            | -                         |                      |
| 使用開始の予定年月日            | 令和7年5月1日                  |                      |
| 特定施設の使用時間間隔           | 常時                        |                      |
| 特定施設の1日当たりの使用時間       | 24時間                      |                      |
| 特定施設の使用の季節的変動の概要      | 無し                        |                      |
| 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値 | 水素イオン濃度(水素指数)             | 通常 7.0<br>最大 6.0~8.0 |
|                       | 化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 60<br>最大 90       |
|                       | 浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)     | 通常 50<br>最大 75       |
|                       | 窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)    | 通常 900<br>最大 1,350   |

|                        |    |     |
|------------------------|----|-----|
| りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 | 1   |
|                        | 最大 | 2   |
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | 通常 | 229 |
|                        | 最大 | 229 |

(3) CNF SS回収フィルター

|                        |                           |                      |
|------------------------|---------------------------|----------------------|
| 特定施設の種別                | 政令別表第1第23号へ パルプ洗浄施設       |                      |
| 特定施設の能力                | 1時間当たり5立方メートル             |                      |
| 工事の着手予定年月日             | 許可後直ちに                    |                      |
| 工事の完成予定年月日             | -                         |                      |
| 使用開始の予定年月日             | 令和7年5月1日                  |                      |
| 特定施設の使用時間間隔            | 常時                        |                      |
| 特定施設の1日当たりの使用時間        | 24時間                      |                      |
| 特定施設の使用の季節的変動の概要       | 無し                        |                      |
| 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値  | 水素イオン濃度(水素指数)             | 通常 7.0<br>最大 7.0     |
|                        | 化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 130<br>最大 130     |
|                        | 浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)     | 通常 33<br>最大 33       |
|                        | 窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)    | 通常 33<br>最大 33       |
|                        | りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)    | 通常 0.028<br>最大 0.028 |
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | 通常 86<br>最大 86            |                      |

4 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1工場排水口

|            |                           |                      |
|------------|---------------------------|----------------------|
| 汚水等の汚染状態の値 | 水素イオン濃度(水素指数)             | 通常 6.5<br>最大 5.8~8.0 |
|            | 化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 60.5<br>最大 100    |
|            | 浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)     | 通常 30<br>最大 50       |

|   |    |     |
|---|----|-----|
| 窒素含有量<br>(単位 1<br>リットルに<br>つきミリグ<br>ラム) | 通常 | 15  |
|   | 最大 | 20  |
| りん含有量<br>(単位 1<br>リットルに<br>つきミリグ<br>ラム) | 通常 | 1.5 |
|   | 最大 | 2   |

|                            |    |         |
|----------------------------|----|---------|
| 汚水等の1日当たりの量<br>(単位 立方メートル) | 通常 | 281.450 |
|                            | 最大 | 281.450 |

備考 この他に生活排水口が3箇所、雨水排水口が149箇所ある。

○愛媛県告示第912号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年10月11日

愛媛県知事 中村時広

| 道路の種類 | 路線名      | 供用開始の区間                        | 供用開始の日     |
|-------|----------|--------------------------------|------------|
| 県道    | 皿ヶ嶺公園滑川線 | 東温市滑川字梅敷甲37番2から<br>同字甲100番地先まで | 令和6年10月11日 |

○愛媛県告示第913号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年10月11日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

| 検査済証の番号<br>及び交付年月日       | 工事を完了した開発区域又は<br>工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた<br>者の住所及び氏名                             |
|--------------------------|-------------------------------|--|
| 6中局建（開）第14号<br>令和6年10月1日 | 伊予市上三谷字大木八ガ甲684番2             | 香川県坂出市花町1番29号<br>伊予銀行きやま寮201号<br>栗原 拓也<br>栗原 久美子 |

○愛媛県告示第914号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和6年10月11日

愛媛県知事 中村時広

| 診断する身体障害の種類 | 診療科名 | 病院又は<br>診療所の名称        | 医師氏名 | 同左所在地        | 指定年月日         |
|-------------|------|-----------------------|------|--------------|---------------|
| 肝臓機能障害      | 内科   | こいずみ内科・消化<br>器内科クリニック | 小泉洋平 | 八幡浜市松柏丙780番地 | 令和<br>6年10月1日 |

○愛媛県告示第915号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

令和6年10月11日

愛媛県知事 中村時広

| 医師氏名 | 旧所在地                    |                | 新所在地                  |        | 変更年月日         |
|------|-------------------------|----------------|-----------------------|--------|---------------|
|      | 病院又は診療所の名称              | 同左所在地          | 病院又は診療所の名称            | 同左所在地  |               |
| 阿部陽介 | 社会医療法人石川記念会H I<br>T O病院 | 四国中央市上分町788番地1 | 国立大学法人愛媛大学医学部<br>附属病院 | 東温市志津川 | 令和6年<br>10月1日 |

○愛媛県告示第916号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

令和6年10月11日

愛媛県知事 中村時広

| 診断した身体障害の種類 | 診療科名  | 病院又は診療所の名称        | 医師氏名  | 同左所在地  | 届出年月日         |
|-------------|-------|-------------------|-------|--------|---------------|
| 肢 体 不 自 由   | 心血管外科 | 国立大学法人愛媛大学医学部附属病院 | 八 杉 巧 | 東温市志津川 | 令和<br>6年9月19日 |